

○総務省告示第四百九号

郵便法及び民間事業者による信書の送達に関する法律の一部を改正する法律（平成二十七年法律第三十八号）の施行に伴い、民間事業者による信書の送達に関する法律第四十七条第一項第一号の爆発性、発火性その他の危険性のある物を指定する件の一部を改正する告示を次のように定め、平成二十七年十二月一日から施行する。

平成二十七年十一月二十七日

総務大臣 山本 早苗

本則中「第四十七条」を「第四十八条」に改める。